

令和3年第4回弥彦村議会（3月）定例会

議事日程（第1号）

令和3年3月5日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長招集挨拶
- 日程第 4 議長諸報告
- 日程第 5 村長行政報告
- 日程第 6 議案第 4号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 7 議案第 5号 令和2年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 6号 令和2年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 7号 令和2年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 8号 令和2年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第 9号 弥彦村部設置条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 弥彦村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 弥彦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 弥彦村森林環境整備促進基金条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第15号 弥彦村入湯税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 弥彦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 弥彦村高齢者総合生活支援センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 弥彦村精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 弥彦村看護職員修学資金貸与条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 弥彦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 弥彦村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 弥彦村車中泊施設設置条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 弥彦村地方産業育成資金融資委員会設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第26 議案第24号 弥彦村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 令和3年度弥彦村一般会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和3年度弥彦村国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和3年度弥彦村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和3年度弥彦村介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和3年度弥彦村競輪事業特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和3年度弥彦村温泉事業特別会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和3年度弥彦村下水道事業会計予算
- 日程第34 議案第32号 弥彦村教育委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第33号 弥彦村教育委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第34号 弥彦村認知症高齢者グループホームの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第35号 三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	渡邊 富之 さん	2番	古川 七郎 さん
3番	那須 裕美子 さん	4番	丸山 浩 さん
5番	板倉 恵一 さん	6番	柏木 文男 さん
7番	小熊 正 さん	9番	本多 隆峰 さん
10番	安達 丈夫 さん		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林 豊彦 さん	副村長	廣瀬 勝利 さん
教育長	林 順一 さん	総務課長	山岸 喜一 さん
税務課長	小森 順一 さん	会計 管理者	水沢 正一 さん

職務のため出席した者の職氏名

議会事務 局長	笹岡 正夫	書記	春日 史子
------------	-------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

ただいまから、令和3年第4回弥彦村議会3月定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫さん） 最初に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

3番 那 須 裕 美 子 さん

4番 丸 山 浩 さん

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

このことについては、先般、議会運営委員会が開催され、協議を願っておりますので、その結果について、委員長から報告をお願いいたします。

本多議会運営委員長、お願いします。

○議会運営委員長（本多隆峰さん） おはようございます。それでは、議会運営委員会報告をいたします。

本委員会は、令和3年第4回弥彦村議会（3月定例会）の運営について協議するため、下記のとおり開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

1、開催日時、令和3年2月19日（金曜日）、午前10時開会、午前10時38分閉会。

2、開催場所、弥彦村役場委員会室。

3、出席委員、本多隆峰、小熊正、板倉恵一、柏木文男及び議長。

4、欠席委員、なし。

5、説明のため出席した者、村長、副村長、総務課長。

6、職務のため出席した者、議会事務局長、書記。

7、協議の結果

委員長開会宣告、村長挨拶に引き続き、3月定例会の提出予定議案は、条例16件、補正予算5件、当初予算7件、人事2件、その他2件の計32件であるとの説明が総務課長よりありました。

なお、初日に人事2件についての採決と、最終日、当初予算成立後に補正予算を追加議案として提出したいとの申出がありました。

次に、議員提出予定議案については、陳情1件が提出されているとの報告があり、協議の結果、陳情については配付のみとすることにいたしました。

一般質問は、7名の方から通告申出がありました。

会期日程については、3月5日午前10時を招集予定とし、3月22日までの18日間とすることで話し合いが行われました。

なお、会期日程表はお手元の表のとおりであります。

月	日	曜	開 会 時 刻	日 程
3月	3日	水	午前 9時	全員協議会（予算説明会） 終了後 議員懇談会
3月	5日	金	午前10時	本会議（提案説明）
3月	6日	土		休 会
3月	7日	日		休 会
3月	8日	月	午後1時半	全員協議会
3月	9日	火	午前10時	本会議（一般質問）
3月	10日	水	午前10時	本会議（総括質疑） 散会后 競輪特別委員会 終了後 広報特別委員会
3月	11日	木		休 会
3月	12日	金	午前10時 午後1時半	総務文教常任委員会 厚生産業常任委員会
3月	13日	土		休 会
3月	14日	日		休 会
3月	15日	月	午前 9時	予算審査特別委員会
3月	16日	火	午前 9時	予算審査特別委員会 終了後 全員協議会
3月	17日	水		休 会
3月	18日	木		休 会
3月	19日	金		休 会
3月	20日	土		休 会
3月	21日	日		休 会
3月	22日	月	午前10時	本会議（委員長報告・採決）

8、その他。

3月3日に、3月定例会提出議案の説明についての全員協議会を開催し、その後、議員懇談会において、予算審査特別委員会の設置と令和3年度弥彦村議会関係行事予定等について説明を受けることにいたしました。

また、8日及び16日にも全員協議会を開催し、理事者側より、8日は総合計画策定等について、

16日は令和3年度一般会計補正予算追加議案について説明を受けることにいたしました。

会議内容は、以上のとおりであります。

令和3年3月5日

弥彦村議会運営委員長 本多隆峰

弥彦村議会議長 安達丈夫様

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月22日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は3月22日までの18日間と決定いたしました。

◎村長招集挨拶

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第3、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） おはようございます。

令和3年度第4回弥彦村議会3月定例会開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、全員のご出席をいただき、心より御礼申し上げます。

同時に、議会議員の皆様のご了承をいただき、村長、副村長、教育長、総務課長、税務課長、出納室長のみの出席で開会できましたことを、本当に改めて感謝申し上げます。

ご承知のように、本日午後1時より、弥彦体育館において、県と合同で新型コロナウイルスワクチン接種の模擬接種訓練が予定されており、その準備に役場を挙げて取り組んでいることが理由でございます。本日は、44名の職員が準備に向こうのほうに行く予定になっております。きのうの報告ですと、新潟県30市町村のうち20市町村の関係者が視察にお見えになるというふうになっております。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、村長として、令和3年の新年度を迎えるに当たり、今、村が取り組む最大かつ喫緊の課題は、希望者に対するワクチン接種を混乱なく可能な限り速やかに実施、完了することだと判断しております。

理由は3つあります。

第1は、もちろん村民の皆様の生命と健康を守るためであります。

第2は、村の特性に基づくものであります。弥彦は県内屈指の観光地で、県内外からたくさんの方に訪れていただいております。今後も、安心して弥彦観光を楽しんでいただくために、速やかな接種完了宣言が不可欠であると思っておるためでございます。

3番目の理由としては、一日も早くワクチン接種を完了することは、末端行政を預かる責任者としての義務と判断いたしました。外出自粛等、新型コロナウイルス対策で日本の経済は、皆様もご承

知のように大打撃を受けております。経済を正常な姿に戻すことは、日本の行政全体に課せられた責務であるとも思っております。このことは当然、村の利益にも直結いたします。観光客が増えます。村内農産物の販路も正常に戻ります。製造業にも景気回復は大きな好材料となることは明らかであります。

以上のような理由から、村は接種を希望される65歳以上の高齢者のワクチン接種は、集団接種だけで実施すると決めました。私の今日まで得ている公式、非公式の情報から判断いたしますと、村への県からのワクチン到着は、4月26日月曜日以降になる公算が大きいと推測しております。集団接種一本で対処することを決定しているため、村では必要とする2回接種分のワクチン到着を待って、一斉に開始する予定にしております。

一方、64歳以下の皆さんに対する接種は、原則、集団接種を維持したいと考えております。しかし、常温保存が可能で1回で済むなどの新しいワクチンも米国で認可されており、今後、接種環境が変わる可能性が大きいとも見ております。注意深く情報をチェックし、いかなる時代にも対応できる体制をつくってまいりたいと思っております。同時に、接種時間等も、昼間働いている村民の皆さんも対象となるため、夜間、休日を主体とするなどの対応が必要になってくると考えております。

更に検討しなければならないのは、村外で生活し、住民票がまだ村にある学生を中心としたお子さんたちです。国は、ワクチン接種を住民届提出自治体での実施を原則として決めております。希望するのに接種できないとの事態を避けなければなりません。接種のために村に戻ってくる子弟には、村までの交通運賃の支給も検討する考えであります。全額か半額かの具体的な支援方法は、今後、早急に詰める予定にしております。

また、接種体制づくりに困っているのは全国自治体共通の問題であります。そこで、災害時の援助協定を結んでいる長野県青木村、山形県飯豊町が弥彦村以上に困難な状況にある場合は、弥彦村として応援できないか検討を始めております。原発事故で、もし万々が一、弥彦村民全員が避難となった場合、この2つの自治体が受け入れてくれることを決めてくれておられます。全住民退去のような事態が発生することが、青木村、飯豊町にとって考えることは非常に難しいと思います。青木村、飯豊町にとって、弥彦村だけは助ける片務協定であることを承知で、両自治体から協定を結んでいただきました。これまでも、何とかお役に立てることがないかと悩んでおりましたけれども、今回要請があれば、即実行に移したいと思っております。議会、村民の皆様のご理解をお願いいたします。

次に、新年度の村政全般に取り組む施政方針を述べさせていただきます。

令和3年度により、村長就任7年目にして、ようやく自らの責任で作成した中期計画に基づいた村政運営に乗り出すことになりました。前村長時代の弥彦村第5次総合計画は、平成30年度に終了、その後、第6次総合計画作成に着手しましたが、これまで完成を見ずに今日に至っております。第5次計画が外部の調査研究機関に全面委託していたことを反省、弥彦村職員が自ら考え検討した手作りの総合計画作成を目指しておりました。このことが思いのほかの時間を要した

原因となりました。第6次総合計画は、個性をみがいて輝くふるさをサブタイトルに案が出来上がり、村の総合計画審議会での審議も終了、正式決定に向け、最後の作業に入っております。

新年度の予算編成は、廣瀬副村長指導の下、この総合計画をベースにした内容となっております。住みたい村、住み続けたい村を実現するべく、これまで議会でご審議いただきました枝豆振興、図書館建設などの施策の具体化完成のための予算づけが中心となっております。今3月議会では、こうした具体的な予算項目についてご審議をお願いするところであります。加えて、上程させていただきます弥彦村政運営の基本的枠組みの改革に関しても、慎重なご審議の上、ご理解、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

平成27年に村長就任後、現在までの行政の基本的枠組みは、前村政から引き継いだままで、今日に至っております。もちろんこれまでも、疑問点、改善したい点は出てきましたが、既存の枠組みに切り込んで果たして、私が考えている理想とする村政に近づけることができるかどうか自信がなく、手をつけずにきております。基本的な枠組みとは、財政規模と組織職員の定数であります。私は地方行政では素人と言えますが、村の財政規模と職員定数は、村の歳入に占める自主財源の規模に左右されると理解しております。前村政では、財政需要は変わらないか、むしろ増加しているのに反し、自主財源は大幅に減少したままで村政を担当されておりました。これは、競輪会計から一般会計への繰入れがそれまで最低年間2億円あったのがゼロになったことで、はっきり示されております。結果、財政破綻を避けるため採用したのが職員定数の削減であったとしか理解できません。

地方分権で、市町村への権限移譲で末端役場の仕事は増える一方です。その上、行政事務のデジタル化などが進むなど、従来型の行政では対応できない業務内容が増えております。この現状と、村の行政を暗礁に乗り上げさせ座礁させないためにも、基本的な枠組みの改革に取り組まざるを得ないと判断いたしました。決して、職員を甘やかし、私の人気取りのためではありません。10年先、20年先も、弥彦村は素晴らしいと言われる村であり続けるために必要と判断いたしました。議員各位におかれましては、長期的視野に立たれ、ご審議、ご承認を重ねてよろしくようお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

◎議長諸報告

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第4、議長から諸般の報告をいたします。

3月定例議会議長報告をご覧いただきたいと思っております。

議会議長として出席いたしました議会及び式典はご覧のとおりでございます。

弥彦村建国記念式典は、市中行進は行わず、彌彦神社において人数を少なくして行われ、議会代表として祝辞を述べてまいりました。

昨年3月から、新型コロナウイルス感染症対策が始まり、多くの行事が中止となりました。その中で、全国競輪主催地議長会関東甲信越静役員会が1月14日に予定されておりましたが、新型コロナウイルス

感染症対策で中止となりました。寛仁親王牌での協力依頼や弥彦村をPRできる機会でしたが、中止となりまして非常に残念でありました。

議会として、新型コロナウイルス感染についての対応については、議場、委員会室など、議会におけるソーシャルディスタンスなどで感染予防をいたしました。また、議員に支給される政務調査費、令和2年度後期分を使わないという申合せを行いました。

それから、村内外を問わず、飲食店などに感染対策が集中し、経済的にも困っていることから、議員での打合せ会議等において村内の食堂から昼食の出前を受けたり、少しではありますが飲食店関係に応援をさせていただいておるところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策は、1年が経過、首を長くしてワクチンを待っておりましたが、本日午後から弥彦体育館において、新潟県との新型コロナウイルス感染症のワクチンの模擬接種訓練が行われるとのことであります。安心、安全がすぐそこに来ております。改めて、医療関係者及びワクチン接種関係者の皆さんに感謝を申し上げます。

以上で議長報告を終わります。

次に、監査委員から例月出納検査の結果が議長宛てに提出されております。事務局長をもって報告をいたします。

議会事務局長。

○**議会事務局長（笹岡正夫さん）** それでは、命によりまして報告をさせていただきます。

監査委員さんからの例月出納検査の報告書の写しは、議案書1ページから6ページにお示ししてあるとおりでございます。

なお、12月定例会で可決をされました次の意見書について、去る12月18日付で議長名をもって政府等関係機関宛てに送付させていただいております。議長名をもって送付した意見書につきましては、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書、それから、高齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書、新型コロナウイルスの影響による米価下落対策に関する意見書、それから、拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の4件でございます。

報告は以上でございます。

◎村長行政報告

○**議長（安達丈夫さん）** 次に、日程第5、村長から行政報告をお願いいたします。

村長。

○**村長（小林豊彦さん）** それでは、恒例によりまして行政報告をさせていただきます。お手元に配付されている報告書に従ってご説明申し上げたいと思います。

昨年12月24日木曜日、農林水産省事業説明、これは、枝豆の共同選果場の補助金の最後の陳情に参りました。霞が関、農林水産省の担当審議官が会っていただきまして具体的に説明しまして、感触としては非常に前向きな捉え方をさせていただいているというふうを受け止めてまいりました。

同じく翌日25日、県町村会、知事への要望活動、これは当時は、通常のインフルエンザが新型

ウイルスと同時に蔓延するのではないかという危機感が非常に高まっております。そのことにつきまして、県のほうに万全の対応をお願いしますということを町村会として要望してまいりました。

令和3年に入りまして、1月13日、地方創生市町村長トップセミナー、坂本まち・ひと・しごと担当大臣講話は、これはウェブで、村長室で参加させていただきました。ウェブ会議をこれで都合3回か、もうやっておりますので、今後更に増えるんじゃないかというふうにも思っております。

同1月15日、県町村会地域医療に関する意見交換会、これは、県の保健衛生部長の松本部長が出席されて、町村長と新型コロナウイルスのワクチン接種についての体制の疑問点だったり、あるいは要望の意見交換会でございます。私のほうからは、接種開始が、現在、陽性感染者がたくさん出ておられる自治体を中心にやるんですかというふうなことを伺いましたら、部長からは、まだ決まっておりませんが最終的には体制のできたところから実施するのではないかというふうなお話もありました。したがって、役場に帰ってまいりまして、弥彦の役場としては1月21日、プロジェクトチームを立ち上げて、体制だけはいつでもできるようなことを村としてやっていくということで今日に至っております。

1月20日、弥彦観光協会、温泉旅館組合、これは、ウイルスによるお客さんの激減、それから芸妓さんの全くの職場がないということもありまして、救済あるいは支援策の要望で参りました。その結果が2月末から始まっております旅館さん、それから大山さん、それからもう一つ、麓の木原さんで芸者さんと呼んで、村民の皆さんを対象とした催物をやっております。芸者さんの費用は村が出すということを決めて現在やっております。大変好評だというふうに聞いておまして、よかったなというふうには思っております。

それから2月4日、燕市医師会会長との打合せ、これは、私ども医院が2軒しかありませんので、個別の接種というのをやることは事実上不可能というふうに思いまして、燕市医師会会長のところに直接私が出向きまして、集団接種の場合の担当のお医者さんの派遣を要請してまいりました。基本的には、できるだけ応援しますというお話ではありましたが、具体論に入りまして、じゃ、何人ぐらいのお医者さんを回していただけますか、応援をいただけますかという質問に対しては、現実問題はなかなか難しいという判断でいただいております。それは、もう一回、2月25日に再度、医師会長のところに伺いまして詰めてまいりましたけれども、最終的には、ほとんど当てにならないというふうに判断せざるを得ないと思っております。したがって、現実には弥彦村の堤先生、本間先生を中心としてやりますけれども、それ以外の先生についてはどうしても必要ですので、現在、あらゆる手だてを使っていろんなところをお願いしております。何とか接種開始までには体制を整えたいというふうに思っております。

2月18日、新型コロナウイルスワクチン予防接種打合せ、これは皆さんご承知のように、ドクターの先生の役割は予診であります。本日、その当日に実際にワクチンを接種していいのかどうか、これまでにどういう病歴があったか等々を確認する役目がお医者さんで、具体的にワクチンを注射

するのは看護師さんとなっております。最初に医師会のほうに伺ったときにも、医師の派遣よりも難しいのは看護師さんの確保だというふうに言われておりました。これも議会では申し上げておりますけれども、たまたまありがたいことに、県立吉田病院の元看護婦長さんと、燕労災病院の元看護婦長さんが、言わば弥彦の村民としておいでになります。そのお二人にお願いして、看護師の確保を今やっただいておりますけれども、私の聞いているところでは、現在約18名、それも含めて18名の看護師さんが、一応、応援に来てくれるということをお願いしておいて、ほっとしているところでございます。

2月25日、中学校ふれあいカレンダー、これ毎年ですけれども、村長室に4年分のカレンダーを貼ってあります。それを見ますと、毎年の子供たちの非常に、カレンダーが、何と申しますか、上達しているというのもおかしいんですけれども、非常に良くなっているというふうに思っておりますし、子供たちの気持ちの根底にある弥彦に対する愛情が非常によく分かります。4枚並べてみると本当によく分かりますので、もしあれでしたら、是非村長室にお見えいただければいいというふうに思っています。

それから2月26日、弥彦公園管理協議会、これは、令和3年度、弥彦公園をどうするかという話で具体的な予算も絡んでいきますので、この話を神社とさせていただきました。そして、ご了承を得ました。池の掃除、それから、造園を中心に、あるいは駐車場のアスファルト化を中心にやることが決まっております。

以上でございます。簡単でございますが、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

◎議案第4号～議案第35号の上程、説明

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第6、議案第4号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第11号）から、日程第37、議案第35号 三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更についてまでの32案件を一括して議題といたします。

これより提案者から提案説明を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 令和3年第4回弥彦村議会3月定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の要旨をご説明いたします。

議案第4号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第11号）につきましては、既定の歳入歳出の総額58億3,552万8,000円に、歳入歳出それぞれ1億1,453万5,000円を追加し、総額を59億5,006万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、14款国庫支出金、国庫補助金2,391万5,000円、17款寄附金3,000万円、21款村債6,262万7,000円。

歳出の主なものといたしましては、2款総務費、総務管理費2,201万6,000円、8款土木費760

万円、10款教育費、中学校費8,736万5,000円などであります。

第2条の繰越明許費補正につきましては、弥彦中学校環境整備事業について設計に遅れが生じていたことから、年度内に着工することができないため繰越明許費を設定するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、弥彦中学校環境整備事業に充当するため所要額を追加し、減収補填債については、地方消費税交付金の減収見込み分について補正するものであります。

議案第5号 令和2年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出の総額7億392万6,000円に、歳入歳出それぞれ400万4,000円を追加し、総額を7億793万円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、4款県支出金400万1,000円、歳出の主なものとしたしましては、2款保険給付費、高額療養費300万1,000円などであります。

議案第6号 令和2年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出の総額8,290万5,000円に、歳入歳出それぞれ127万2,000円を追加し、総額を8,417万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、1款後期高齢者医療保険料85万2,000円、歳出の主なものとしたしましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金85万2,000円などであります。

議案第7号 令和2年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれで予算内の組替え補正を行うものでございます。

議案第8号 令和2年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出の総額159億1,000万円から、歳入歳出それぞれ4,500万円を減額し、総額を158億6,500万円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、4款諸収入1,157万円、5款繰入金減6,000万円、歳出の主なものとしたしましては、2款競輪事業費減4,231万5,000円などでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、弥彦競輪場ドリームスタンド改修工事2期工事において、工事部材の納品が新型コロナウイルス感染症の影響で遅延しており、年度内の竣工が困難であることから、繰越明許費の設定をするものであります。

議案第9号 弥彦村部設置条例の制定につきましては、年々多種多様化する行政ニーズに対応していくため、現在、村長部局、教育委員会部局、議会事務局部局で合計12課の体制を、この4月1日より3部13課体制とし機構改革を行うもので、組織の強化と業務の円滑化を図りたく、条例の制定を行うものでございます。

議案第10号 弥彦村職員定数条例の一部を改正する条例及び議案第13号 弥彦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ただいま申し上げました機構改革に伴い、職員の定数及び給与につきましても所要の改正を行うものでございます。

議案第11号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例及び議案第23号 弥彦村地方産業育成資金融資委員会設置条例の一部を改正する条例につきましては、国が昨年7月に閣議決定した規制改革実施計画において、押印廃止などの改革が盛り込まれたことから、本村におい

てもその見直しの一環として、この2議案について押印の廃止をいたしたく、改正するものでございます。

議案第12号 弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現在、議員報酬につきましては、月の途中で就任または退任された場合は月額報酬を支給することとなっておりますが、それを日割り計算による報酬の支給といたしたく、所要の一部改正を行うものでございます。

議案第14号 弥彦村森林環境整備促進基金条例を廃止する条例につきましては、国から譲与される森林環境譲与税につきましては、基金化せず、毎年度、目的に沿った支出を行うよう国からの考え方が示されたため、基金条例を廃止するものでございます。

議案第15号 弥彦村入湯税条例の一部を改正する条例につきましては、日帰り客の入湯税について、入湯しないで帰る日帰り客に対しても課税されている場合もありますので、現在60円を課している日帰り客の入湯税について、全額課税免除とする改正を行うものでございます。

議案第16号 弥彦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童クラブの補助員として採用されてから2年が経過し、3年目に認定資格研修を修了する予定者も、みなし支援員として認定いたしたく、所要の一部改正を行うものでございます。

議案第17号 弥彦村高齢者総合生活支援センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、現在、入浴時に大人は利用料240円に入湯税60円をプラスした300円を納付いただいておりますが、日帰り入湯税が廃止となることから、利用料を300円に改正したく、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第18号 弥彦村精神障害者医療助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、助成を受けることのできる方の範囲を増やすことや、条文の定義を整理、見直しするなど、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第19号 弥彦村看護職員修学資金貸与条例の制定につきましては、将来、県央医療圏において、看護業務に従事する意思のある看護学生に対し、経済的に就学が困難な場合に資金を貸与するとともに、将来一定の要件を満たした場合は、資金の返還を免除するなど、県央圏で看護職員の確保を図っていくことを目的として条例を制定するものでございます。

議案第20号 弥彦村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、本年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の一部を改正するものでございます。

議案第21号 弥彦村介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険事業計画の見直しを行った結果、現在の介護保険料を見直すことなく、来年度からも現行の保険料で運用できる見込みがついたことから、令和2年までの規定となっている現行の保険料について、更に令和5年度まで延長する改正を行うものでございます。

議案第22号 弥彦村車中泊施設設置条例の制定につきましては、現在、さくらの湯駐車場に整

備中のRVパークにつきまして、地方自治法第238条の5の規定により、普通財産として設置及び管理いたしたく、条例を制定するものでございます。

議案第24号 弥彦村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、新潟県道路占用料の改定が令和3年4月1日に施行されることから、それに合わせて所要の改正を行うものでございます。

続きまして、令和3年度当初予算について説明をさせていただきます。

議案第25号 令和3年度弥彦村一般会計予算につきましては、歳入歳出総額40億5,000万円、昨年度比7,000万円の増額で編成いたしました。

歳入の主なものについてご説明いたします。

1 款村税につきましては、8億3,292万7,000円、前年度比8.2%減といたしました。

個人村民税、法人村民税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、合計3,000万円の減で計上いたしました。

固定資産税につきましては、3年ごとの土地の評価替えを考慮し、2,450万円の減で計上いたしました。

たばこ税につきましては、増税及び新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、750万円の減で計上いたしました。

入湯税につきましては、令和3年4月1日から日帰り客の入湯税を課税免除とすることを考慮して、1,350万円の減で計上いたしました。

7 款地方消費税交付金につきましては、1億8,000万円、前年度比6.5%増といたしました。令和2年度決算見込み及び消費増税影響分を考慮し、1,100万円の増で計上いたしました。

10 款地方交付税につきましては、14億6,000万円、前年度比7.4%増といたしました。令和2年度交付実績及び令和3年度地方財政計画を分析した結果、1億円の増額で計上いたしました。

17 款寄附金につきましては、4億125万8,000円。前年度比0.04%減といたしました。がんばれ弥彦ふるさと寄附金、いわゆるふるさと納税の予算について、前年度同額の4億円で計上いたしました。

20 款諸収入につきましては、2億6,890万3,000円、前年度比7.4%増といたしました。競輪事業特別会計からの繰入金を2,000万円増額し、1億円で計上いたしました。

21 款村債につきましては、2億5,310万円、前年度比25.9%増といたしました。臨時財政対策債について、令和2年度実績及び令和3年度地方財政計画を考慮し、8,110万円増額で計上いたしました。

以上、歳入予算につきましては、健全財政の観点から、いずれも歳入欠陥が生じないように精査し、計上させていただきました。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

今年度の予算編成に当たり、最も重要な事業として位置づけておりますものは、第2款総務費、図書館建設事業1億円であります。令和3年度から4年度にかけて、役場車庫棟二階倉庫の改修

及び役場中庭の整備を行い、子供から高齢者まで様々な世代でにぎわう図書館の建設を目指します。

第6款農林水産業費におきましては、農業振興事業に2,177万6,000円を計上いたしました。令和3年度内に完成予定の枝豆共同選果場を核とした枝豆生産機械化一貫体系の構築により生産拡大を図るとともに、新たにブランド化した伊彌彦ちやまめの認知度向上と販路拡大を進めます。

第7款商工費におきましては、おもてなし広場駐車場舗装事業に1,523万5,000円を計上いたしました。弥彦村を訪れる観光客の利便性や観光満足度向上のため、おもてなし広場前の砂利の駐車場をアスファルトで舗装いたします。この工事を行うことで、雨天時の駐車場水はけ能力の向上や、駐車場から公園につながる導線のバリアフリー化、特に駐車場が混雑する秋季の駐車トラブルの緩和や安全面の向上に努めます。

また、弥彦公園管理委託事業に1,502万5,000円を計上いたしました。今年度から、本格的に弥彦公園の造園事業に着手いたします。特に、近年集客力が向上しているもみじ谷を核とした整備を中心に、もみじの増殖、撮影スポットの増設等に取り組みます。また、中長期的な公園管理のための総合計画の策定、専門業者による日常的な清掃といった公園美化、弥彦公園の魅力をもっと向上させるための施設整備も実施し、四季を通じて安定した集客が見込めるよう努めます。

その他、歳出予算の主な取組につきましては、当初予算説明書の8ページから記載しております。いずれの予算も、弥彦村にとって大切な取組であります。ご確認くださいませようお願い申し上げます。

続いて、特別会計についてご説明させていただきます。

議案第26号 令和3年度弥彦村国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を7億2,300万円、前年度比4,200万円の増額で編成いたしました。新潟県から示された推計医療給付費が増額されていることが主な理由となっております。

議案第27号 令和3年度弥彦村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を8,540万円、前年度比310万円の増額で編成いたしました。今後見込まれる医療給付費の動向を踏まえ、後期高齢者医療制度の健全運営を目的に2年に1回行われる保険料率の見直しに伴う増額で計上いたしました。

議案第28号 令和3年度弥彦村介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を8億8,600万円、前年度比2,400万円の減額で編成いたしました。介護認定者数の伸びが弥彦村介護保険事業計画で予定していたよりも少なく、給付費が抑制されているのが主な要因となっております。

議案第29号 令和3年度弥彦村競輪事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を211億円、前年度比73億1,000万円の増額で編成いたしました。令和3年度弥彦競輪は、6年ぶりとなる寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメントの開催を迎えます。一般会計への繰り出しは、GI開催であることから1億円を予定いたしました。基金への計画的な積立ても必要であり、また、お客様へのサービスや令和4年度以降の特別競輪誘致のためにも、積極的な施設改善等への投資

が今後も必要となります。収支改善の大きな柱となっているミッドナイト競輪やナイター競輪を継続開催し、経営を安定させながら、費用対効果を常に意識し、経費の削減に努め、収益の確保を図ってまいります。

議案第30号 令和3年度弥彦村温泉事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を前年度同額の2,300万円で編成いたしました。やひこ桜井郷温泉、湯神社温泉、この2つの源泉の適切な管理、安定給湯に努めてまいります。観音寺温泉事業費につきましては、温泉給湯所の解体工事費として700万円を計上いたしました。

続きまして、令和3年度公営企業会計について説明させていただきます。

議案第31号 令和3年度弥彦村下水道事業会計予算につきましては、収益的収入の総額を4億8,267万4,000円、収益的支出の総額を4億5,079万6,000円、資本的収入の総額を2億320万円、資本的支出の総額を4億217万3,000円で編成しております。現在下水道普及率は99.9%。水洗化率90.2%となっており、経営状況につきましては引き続き厳しい状況でございますが、経費節減に努め、健全経営を図ってまいります。

議案第32号及び第33号の弥彦村教育委員の任命につきましては、現委員であります、弥彦村大字観音寺448番地1、米山信氏並びに弥彦村美山5859番地37、阿部千恵氏の任期が本年3月31日をもって満了となるため、再任につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

人事案件につきましては、本日採決いただきますようお願い申し上げます。

議案第34号 弥彦村認知症高齢者グループホームの指定管理者の指定につきましては、社会福祉法人桜井の里福社会の指定期間が本年3月末で満了となることから、更に本年4月から3か年の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会に提案するものでございます。

議案第35号、三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更につきましては、相互利用する施設が本年4月1日から変更になることから、所要の改正を行うものでございます。

以上で、3月定例会提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） 以上で提案説明を終わります。

◎議案第32号～議案第33号の質疑、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、ただいま提案されました32案件のうち、日程第34及び日程第35の教育委員会委員の任命2案件については、本日採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号及び第33号の人事案件は本日採決することに決定いたしました。

初めに、議案第32号 弥彦村教育委員会の委員に米山信さんを再任することについて、ご質疑があればこれを許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第32号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第32号の再任については同意することに決定いたしました。

次に、議案第33号 弥彦村教育委員会の委員に阿部千恵さんを再任することについて、ご質疑があればこれを許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第33号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第33号の再任については同意することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て議了いたしました。

次回は、3月9日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時56分)